千葉県立千葉南高等学校　いじめ防止基本方針（全日制）

１　基本方針

（１）いじめの定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった
児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。－いじめ防止対策推進法（第２条）－

（２）基本理念

本校では，一心三力の育成を教育目標に掲げ，生徒一人一人の進路実現に向けて，学力の向上や進路指導の充実を図るとともに，生活指導の徹底や部活動の活発化，人権教育の推進を通して豊かな心をもった人格の形成に力を入れている。

これまでも生徒の心の問題について，早期発見，早期対応の視点をもって取り組んできたところであるが，特にいじめについてはどの生徒にもどの学校に起こりうることを踏まえ，本校で学ぶ生徒が安心して有意義な学校生活を送るために，全職員の共通理解のもと，いじめ防止に向け組織として継続的に取り組み，学校全体で暴力や暴言を排除し，いじめを生まない学校に向けて，地域，家庭と協力して取り組んでいく。

（３）学校の責務

いじめの定義に基づき，本校におけるいじめ防止，いじめの早期発見及び対処等への対応を適切に実施するための組織を常設する。その組織を中心として，生徒や保護者，教職員から幅広く意見を聞き取り，いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたるため，年間計画を作成し，校内研修や相談体制など計画的に実施する。取組状況については，学校評価等を通じて評価し，ホームページ等で公開するとともに，必要に応じて活動の改善を図る。

２　いじめ対策組織

（１）組織構成

本組織は，いじめ防止対策策員会として，委員は，管理職（校長・教頭），生徒指導主事，人権委員会代表，養護教諭，保健厚生部長，生徒指導部員，教育相談担当，学年主任から構成する。

必要に応じ，警察，医師，生徒の代表，保護者の代表，心理の専門家等に要請し，委員に加える。

（２）日常的業務における協議

教頭，生徒指導主事，生徒指導部員

（３）事案発生時の緊急会議

校長，教頭，生徒指導主事，生徒指導部員，関係学年主任，担任，関係学年職員

（４）重大事案の場合

県教育委員会と連携してスクールカウンセラー及びスーパーバイザー等を要請する。

３　いじめへの対応

（１）未然防止

いじめは過度の競争意識や勝利至上主義等から生徒のストレスを高めてしまうことにより生じることがある。そのため，どの生徒にもいじめは起こりうるし，どの生徒も加害者にも被害者にもなりうるということを踏まえ，学校におけるいじめを未然に防止するため，いじめ防止対策委員会を中心として，保護者や関係機関と連携して，いじめに対する理解と啓発及び防止に必要な以下の措置を講じていく。

①いじめ防止基本方針に基づいて，学校全体で暴力や暴言などを許さないことやいじめについての共通理解を図るために文書やホームページを通して，生徒，保護者，教職員に周知する。また，日頃から保護者との連絡を密にするとともに，保護者面談時に文書を配布し，啓発を図る。

②生徒指導の機能を活かしたわかる授業の展開や教育相談を通して，生徒一人一人の自己肯定感の向上を図る。

③道徳教育や，いのちを大切にするキャンペーン等を年間指導計画に入れ，インターネットの適切な利用などを含めて，生徒がいじめについて学ぶことができるよう，計画的，組織的に学校全体で取り組んでいく。生徒会の活動など生徒からの自発的な活動を支援する。

④いじめ調査や体罰調査（原則として年１回実施。インターネット上の掲示板やブログ等によるいじめを含む。）を定期的に実施し，状況の確認を行うとともに，その結果について公表していく。

⑤教職員は授業時間以外の生徒の状況を把握するともに，定期的なチェックリストの実施やいじめや体罰などの研修を実施し，理解を促す。

⑥教職員の言動で生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう指導の在り方に細心の注意を払う。

⑦保護者面談週間や学級個人面談を実施する中で生徒の状況を把握し，家庭との連携を深める。また，校内の相談先（担任，相談委員各学年２名，養護教諭等）や校外の相談機関等（千葉県子どもと親のサポートセンター等）を教室掲示するなど，連絡方法を具体的に紹介する。

（２）早期発見

①いじめの兆候が早い段階から把握できるよう教職員にいじめのサイン発見シート等で定期的な確認を行うとともに，学年会や事例検討会等教職員間の情報交換を積極的に実施し，情報を共有する。

②保護者面談週間や生徒との個人面談を年間行事計画に位置づけ，面談を通して，いじめの有無等を把握する。

③人権委員会を中心に生徒を対象とした定期的なアンケート調査や教育相談を実施するとともに，セクハラを含めた校内相談委員を文書やホームページで周知し，日頃からいじめを訴えやすい校内の雰囲気をつくるとともに，いじめについて相談することや，通報することは恥ずかしいことではなく，正しいことである旨の周知を図る。

④保護者や生徒との面談を実施する中で得た情報は，学年内や人権委員会，いじめ防止対策委員会で共有し，必要な対策を講ずる。

（３）認知した場合の対応

いじめの発見や相談・通報があった場合には，真摯に対応し，ささいな兆候であってもいじめの疑いがある場合には早い段階からいじめ防止対策委員会を中心として組織として対応する。決して一部の教職員で抱え込まず，いじめ防止対策委員会にて情報を共有し，事実の確認を行う。その際，いじめを受けている生徒や知らせてきた生徒の安全を確保する。

なお，生徒の生命や身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのある時には直ちに所轄警察署に通報し，必要に応じて援助を求めるとともに，学校として指導を行っているにもかかわらず十分な効果が得られない場合には，いじめられている生徒を守るという観点から所轄警察署と相談して対応する。

（４）いじめの指導

①　報告連絡体制

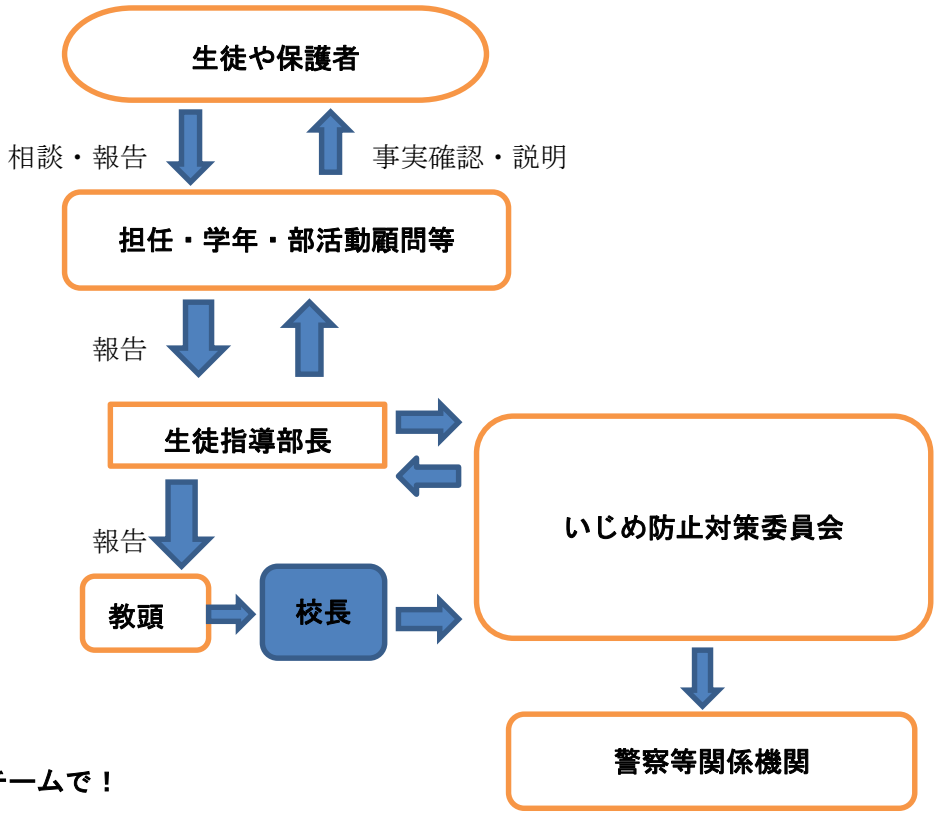

隠さず・速やかに・チームで！

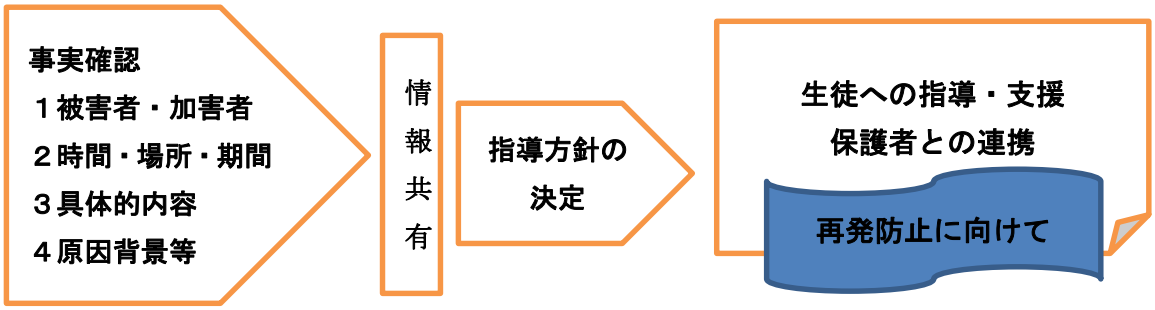

②いじめ被害者及び保護者への対応

いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。その際，本人の自尊感情を大切にした関わりをし，守り抜くという姿勢をしっかりと示す。また，個人情報の取扱い等プライバシーに留意する。事実関係の聴取にあたっては複数の職員で記録を確実に残し，聴取時間や場所等の環境に十分配慮する。また，暴言など精神的な圧力となる行為は決して行わない。

保護者に対しては，家庭訪問等により迅速に事実関係を伝え，生徒を守ること，秘密を厳守しながら安全を確保することを伝える。

学校生活を実施するにあたっては，いじめられた生徒が安心して学習できる体制をつくり，必要に応じて心理等の外部専門家の協力を得る。解決したと思われる場合でも継続して注意を払い，事実確認のための聴き取りやアンケート等により明らかになった情報を適切に提供する。

③いじめの加害者への対応

いじめたとされる生徒からも事情関係の聴取を行う。事実が確認された場合には，いじめ防止委員会が中心となって組織として対応するとともに，必要に応じて外部の専門家の協力も得て，いじめをやめさせ，再発防止に向けた措置をとる。

また，事実関係を聴取後，速やかに保護者に連絡し事実を報告するとともに，学校と保護者が連携して対応できるよう協力を求める。保護者に対しても継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導にあたっては，いじめは人格を傷つけ，生命や身体等を脅かす行為であることを理解させ，生徒自らの行為の責任を自覚させる。また，生徒の背景にある問題にも着目した指導を行う。

なお，いじめの状況に応じて特別な指導計画による指導など毅然とした対応を行う。

④いじめが起きた集団への対応

いじめを見ていた生徒に対しても，自分自身の問題として考えさせ，誰かに知らせる勇気を持つように伝える。いじめをはやしたてるなどの同調行為はいじめに荷担する行為であることも理解させる。

⑤ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等の相談や発見があった場合には，書き込みの確認後，直ちに掲示板管理者へ削除依頼を行う。削除されない場合には，青少年ネット被害防止対策事業（ネットワークパトロール）等へ相談し，速やかに削除できるよう対応する。

また，早期発見や予防の観点から，情報モラル教育を通して適切な携帯電話や SNS などの利用方法について指導する。

（５）重大事態への対処

（　重大事態への対処　学校の設置者又はその設置する学校による対処　）

第２８条　学校の設置者又は設置する学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。）に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２　学校の設置者又はその設置する学校は前項の規定による調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態の事実関係等そのたの必要情報を適切に提供するものとする。

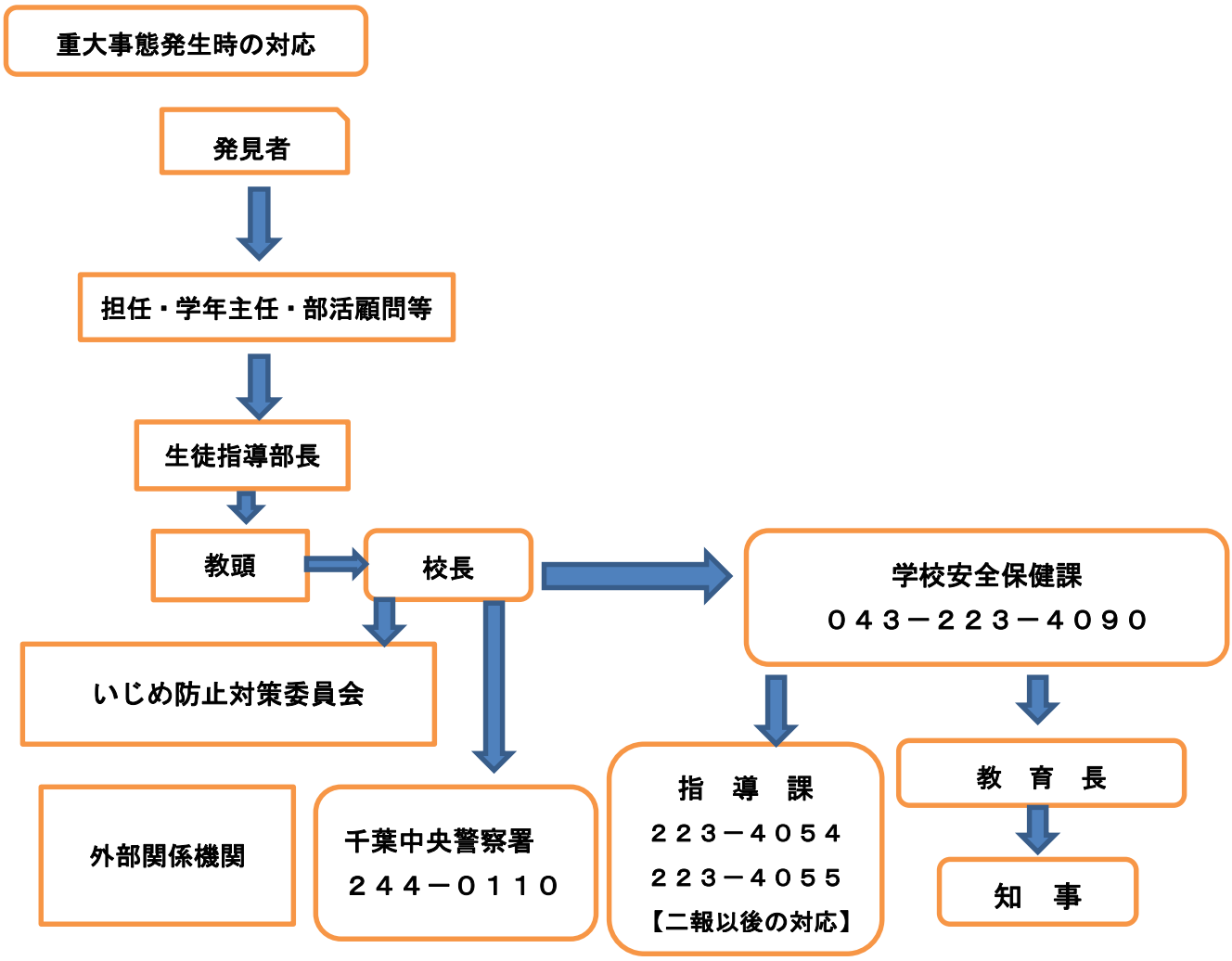

４　いじめ対策についての公表，点検，評価について

（１）学校いじめ防止基本方針は年度始めの職員会議で確認するとともに，生徒保護者も内容を確認できるようホームページで公表する。内容の見直しが必要な場合は，委員会で検討後，職員会議等で確認する。

（２）学校いじめ防止基本方針に記載された内容が適切に取り組まれているかを確認するために，学校評価等を活用して保護者，生徒，職員等で評価する。

（３）年度ごとに本委員会が中心となっていじめに関する調査等を行い，適切な対応を講ずる。

５　その他

（１）国のいじめ防止基本方針及び県からの通知等を参考に，本校のいじめ防止基本方針の内容を点検し，必要に応じて修正を加える。